

回答書

2018年(平成30年)7月10日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット 御 中

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号

神戸クリスタルタワー21階 神陵法律事務所

電 話 078-366-0100

FAX 078-366-0101

みなと水道設備及び大和設備 代表者 和田怜代理人

弁護士(担当) 長 谷 部 信



弁護士 福 島 佳 樹



拝啓

当職らは、みなと水道設備及び大和設備 代表者 和田怜氏(以下「当職ら依頼人」といいます。)より、依頼を受け、代理人として、貴ネット作成2018年(平成30年)7月2日付け消費者契約法第41条第1項に基づく請求書(以下「本請求書」といいます。)に対して、以下のとおり、回答します。

敬具

記

第1 請求の要旨に対する回答

請求の要旨に記載された各事項は、特商法に規定された事項であるところ、当職ら依頼人は、今まで、故意に各事項に違反した事はなく、また、今後も、違反するつもりはありません。

第2 紛争の要点に対する回答

1 同1項

同項記載の主張等は、認めます。

2 同2項

同項第1文記載の事実は、認めます。

同項第2文記載の主張等のうち、「一律に」との点は、争い、その余は、認めます。

同項第3文記載の主張等のうち、通達の存在は認め、その余は、争います。

同項第4文記載の主張等は、争います。

3 同3項

同項記載の主張等は、争います。

第3 当職依頼人の主張

1 クーリング・オフについて

確かに、当職依頼人が使用している工事請負契約書【クーリング・オフについて】の1項では、貴ネットが主張する内容が記載されております。

しかし、同3項では、「弊社により行った作業が、お客様がお電話等で要請された作業の範囲を超える場合（例えば、お客様がお電話で台所蛇口の水漏れの修理を要請し、お客様が追加または変更の要請電話等をされないで、台所蛇口の交換に至った場合など）は、クーリング・オフの対象となります。」と記載されており、不実の告知をしているとの貴ネットの主張には、理由はないと考えます。

但し、この度、貴ネットの請求を受けて、要旨、「当職依頼人により行った作業が、顧客が電話等で要請した範囲を超える場合には、クーリング・オフの対象となるが、顧客が電話等で要請した範囲を超えない場合には、クーリング・オフの対象とならない。」などの誤解を生じないような記載に変更予定です。

2 解除等を妨げるために威迫して困惑させる行為について

既に指摘したとおり、当職依頼人は、貴ネットが指摘するような言動の有無について、否認しております。

しかしながら、当職依頼人としては、本請求を受けた事実を重く受け止め、今後、誤解をされる事がないようにするとともに、顧客との間で、トラブルが発生した場合には、弁護士等に相談して、適切に対応する事を約束している点、付言させていただきます。

3 その他

当職依頼人の今までの事業態様は、当職依頼人自らが施工する場合のほか、当職依頼人名義で工事請負契約を締結するが、当職依頼人と業務委託契約をした下請業者等が施工する場合があります。

当職依頼人としては、本請求を受け、今後は、当職依頼人名での工事請負契約締結のほか、当職依頼人自らの施工も控えたいとのことでしたので、その旨も付言しておきます。

以上